役 員 報 酬 規 程

平成 7.1.10 (平成 6.12.15) 制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人新潟工科大学(以下「法人」という。)の役員、評議員及び顧問(以下「役員等」という。)に対する報酬等について定めることを目的とする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2) 常勤役員とは、法人において勤務することが常態である役員をいう。
 - (3) 非常勤役員とは、前号以外の役員をいう。
 - (4) 役員等に対する報酬等とは、報酬、賞与、退職金その他の役員等としての職務執行の 対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬 等には、職員の就業規則及び給与規程に基づくものを含まない。
 - (5) 費用とは、役員等としての職務執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等)等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 報酬等は、次のとおり支給するものとする。

	報酬	賞与	退職金
常勤役員	支給する	支給する	支給しない
非常勤役員	支給する	支給しない	支給しない
評 議 員	支給する	支給しない	支給しない
顧問	支給しない	支給しない	支給しない

- 2 役員等を法人職員が兼務する者にあっては報酬等を支給しない。
- 3 理事と評議員を兼務する者には評議員報酬は支給しない。

(報酬額の算定方法)

- 第4条 常勤役員に対する報酬月額は別表1のとおりとし、各役員の号俸は、理事会において決定する。なお、勤務日数が週5日未満である常勤役員の報酬額は、別表1の報酬月額を週5日勤務する額として勤務日数で按分した額とする。
- 2 非常勤役員及び評議員に対する報酬は年額とし、別表2のとおりとする。
- 3 新たに役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 4 常勤役員が退任し又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 5 常勤役員の月の中途における就任、退任、解任の場合の報酬額については、その月の総 日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 6 非常勤役員及び評議員の年の中途における就任、退任、解任の場合の報酬額については、

別表2の報酬年額を当該年度の在任月数で按分した額とする。

(賞与の算定方法)

- 第5条 常勤役員に対する賞与の額は、次のとおりとする。
 - (1) 夏季賞与 報酬月額の1.5か月分
 - (2) 年末賞与 報酬月額の1.5か月分
- 2 前項各号による賞与の額は、法人の経営状況を総合的に勘案し、理事会の議を経て、それぞれ1か月分の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 常勤役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、 当該各号に定める時期とする。
 - (1) 報酬 毎月25日(ただし、支払日が金融機関等の休業日にあたるときは、その前営業日に支払うものとする。)
 - (2) 賞与 毎年6月及び12月
- 2 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、当該年度分を当該年度の3月25日に支給する。 ただし、支払日が金融機関等の休業日にあたるときは、その前営業日に支払うものとする。
- 3 報酬等は、役員等に対し、通貨又は銀行振込の方法で支給する。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替 金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

- 第7条 役員等には、旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
- 2 常勤役員の通勤に要する費用として通勤手当を支給し、一般職の職員の給与に関する法 律第12条及び人事院規則9-24を準用する。ただし、支給額は次のとおりとする。
 - (1) 交通機関等の利用者

支給単位期間(6か月を上限とする。)の通勤に要する運賃相当額。ただし、1か月当たりの運賃相当額は55,000円を上限とする。なお、定期券の場合は、発行されている最長通用期間に相当する期間をもって支給単位期間とする。

(2) 自動車等の使用者

使用距離(片道)

5km 未満	2,000円	35~40km 未満	21,600 円
5~10km 未満	4,200 円	40~45km 未満	24,400 円
10~15km 未満	7,100円	45~50km 未満	26, 200 円
15~20km 未満	10,000円	50~55km 未満	28,000 円
20~25km 未満	12,900円	55~60km 未満	29,800 円
25~30km 未満	15,800 円	60km以上	31,600 円
30~35km 未満	18,700円		

(3) 交通機関等と自動車等との併用者

前第1号と第2号の額の合計額とし、1か月当たりの合計額は55,000円を上限とする。

- 3 非常勤役員、評議員及び顧問の通勤に要する費用は、旅費規程を準用する。
- 4 役員等が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(規程の改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の議を経て、理事会が行うものとする。

附 則

この規程は、学校法人新潟工科大学について、文部大臣の認可の日(平成6年12月21日)から施行する。

附 則(平成20年3月27日一部改正)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月24日一部改正)

この規程は、令和元年9月24日から施行する。

附 則(令和2年3月11日一部改正)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、役員退職金規程(平成7年1月10日施行)は、廃止する。

別表1 常勤役員の報酬

口. 烓.	報酬月額		
号俸	理事長	常務理事	
1	600,000	400,000	
2	680,000	440,000	
3	760,000	480,000	
4	840,000	520,000	
5	920, 000	560,000	
6	1,000,000	600,000	
7	1,080,000	640,000	
8	1, 160, 000	680,000	
9	1, 240, 000	720,000	
10	1, 320, 000	760,000	

(単位:円)

別表 2 非常勤役員及び評議員の報酬

役職名	報酬年額
理事長	600,000
常務理事	400,000
理 事	120, 000
監事	140, 000
評議員	40,000

(単位:円)